養成施設名:

課程の別: 昼間・夜間・通信・その他(

修業年限:()年

法 …理学療法士及び作業療法士法

施 行 令…理学療法士及び作業療法士法施行令

指定規則···理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 指導要領···岐阜県理学療法士作業療法士養成施設指導要領

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等 においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成27年4月1日作成、令和2年4月1日改正、令和4年10月1日改正)

	点検項目	判定	確認書類
1	生徒に関する事項		
	(1) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領4(1)) 定員に対して18	割までの超過!	生 面
	(2) 入所資格を有しないものを入所させていないか。 だと認識している		百
	【作業療法士3年課程(下記①~③のいずれか)】 存在するが、定場		各
	①学校教育法第90条第1項に該当する者。		頁
	(指定規則第3条第1項第1号)		Ē
	②旧中学校令による中等学校を卒業した者		
	③指定規則附則第3項各号に定める者 生も含めて、学な		E
	(中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者) いよう入学生を ※定員30名の		14
	(※現在の中学校ではないので注意) に留年する学生が		
	【作業療法士2年課程】 入学生は25人	までしか受けん	入れ
	理学療法士その他法第12条第2号の政令で定める者(指定規則第3条第2項第1号)		
	(3)入学の選考が適正に行われているか。(指導要領4(2))		
	(4) 学生の出席状況が確実に把握され、特に出席状況不良者は進級・卒業を認めていないか。(指導要領4(3))	□適・否□	
	(5)健康診断等保健衛生に必要な措置が取られているか。(指導要領4(4))	□ 適・否 □	
	(6) 他の学校等における 既履修科目の認定は適切か。(指定規則別表第2の備考2)	□適・否□	
	立巻記明書なは立巻記書の記し		
2	施設設備・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行規則第15	0条
	(1) 指定 をもって入学資格を確認するこ るか。 を参照のこと。		カ
	(① * と。		
	① 類となり、卒業見込み証明書は 類となり、卒業見込み証明書は 下らない数(指定規則第第3条第2項 の学力があると認めた		± */
	〜 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	② ため、入学資格の確認書類とみ 7項)も含まれること		目録
	ること。		録
	〇暗幕設備を有すること。	適·否□	
	③図書室(指導要領6(2)7)	□適・否□	
	④基礎医学実習室(指定規則第3条第2項第4号、指導要領6(2)7)	適・否□	
	⑤ロッカールーム又は更衣室(指導要領6(2)ア)	適・否□	
	⑥作業療法実習室(ア〜カまですべて満たすこと。指定規則第3条第2項第4号、指導要領6(2)イ)	□適・否□	
	ア 基礎作業実習室(各種作業活動が可能な実習室を3室以上設置すること。)	□適・否□	
	イ 評価実習室	□適・否□	
	ウ治療実習室	□ 適・否 □	
	エ レクリエーション室	□適・否□	
	オー補装具室	□ 適・否 □	
	カ 日常生活活動訓練室	適·否□	
	〇和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。	□適・否□	
	〇台所(車いす用、立位用)、風呂、洗面所、便所及び押し入れの設備を有すること。	適·否□	

	点検項目		判定	確認
施設設備等に関する事項(つづき) (2)教育上必要な機械器具、標本及び模型 (指定規則第3条第2項第4号、指導要領	領7(1)、別表2)		□ <u>適·否</u> □	
		「領別表2に掲げる数以上を有しているか。 ────────────────────────────────────	□適・否□	
品名	数量	備考		
解剖用具一式	2人で1			
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器を含む		
血圧計	2人で1	各種(自動測定を含む)		
聴診器	2人で1			
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む		
スパイロメーター	20 人で 1	記録表示・印刷可能なもの		
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値(A		
		T) などの分析が行えるもの		
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1			
吸引装置一式	20 人で 1			
筋電図計測装置一式	1	4 チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電		
		図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡		
		易型加算装置、記録計付		
神経検査器具一式	4人で1	 打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等		
トレッドミル	1	角度調節可能なもの		
自転車エルゴメーター	20 人で 1			
ハンドエルゴメーター	1			
顕微鏡	10 人で 1	油浸集光器付		
ストップウォッチ	2人で1			
メトロノーム	20人で1			
AED	1			
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム		
重心動揺分析装置一式	1			
運動解析装置(三次元動作解析装	1			
置)	-			
床反力計一式	1			
検査測定・治療台	1 2人で1	高さ等調節式数台を含む		
表面温度計	2人で1 10人で1	1.4 C 4 WANT AND C 11 O		
タイマー	10人で1 5人で1			
体脂肪測定器具	5人で1 5人で1			
形態測定器具一式		 身長計、体重計等		
メジャー	1	ス 人川 、 IT 王川 寸		
関節角度計一式	各種			
	各種			
	江作里	2 / 10		

/ W.L · · ·	点検項目		判定	確認
施設設備等に関する事項(つづき)				
知覚検査一式	10人で1			
握力計一式	各種			
背筋力計	1			
木工台	4人で1	陶工、革細工共用可		
木工				
電動ボール盤	1			
手動式木工用具一式	4人で1	各種		
電動木工用具一式	4人で1	各種		
陶工				
陶工用小道具一式	4人で1			
絵つけ用用具一式	4人で1			
革細工				
革細工用具一式	4人で1			
絵画				
絵画用具一式	4人で1			
作業台	4人で1	七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸共用		
		可		
※以下の七宝焼き、金工、織	物、モザイク、園	芸のうち2種以上を整備すること		
七宝焼き				
七宝用具一式	4人で1			
金工				
金工用具一式	4人で1			
織物				
卓上織機一式	4人で1			
モザイク				
モザイク用具一式	4人で1			
園芸				
園芸用具一式	4人で1			
上肢機能検査器具	10人で1	3種		
視野計	1			
フリッカー	10人で1			
発達検査器具	10人で1	3種以上		
認知検査器具	10人で1	3種以上、高次脳機能検査を含む		
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む		
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む		
砂袋一式	10人で1	各種		

正設設備等に関する事項(つづき)	点検項目	1	判定	確認
1	10 人で 1			
バイオフィードバック機器				
姿勢鏡 (大学療法 甲文郷東 先社署	1	ゴンカットノニ ルゴートノニ体		
作業療法用音響再生装置	各種	デジタルカメラ、ビデオカメラ等		
スポーツ用具一式	1	各種 A.E.		
娯楽用ゲーム一式	1	各種		
運動遊具一式	10人で1	各種		
玩具一式	10人で1	各種 		
実習モデル人形	10人で1	小児		
障害者用パーソナルコンピュータ	各種	意思伝達の入出力装置を含む		
義手				
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む		
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む		
肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用	1	完成用部品を含む		
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む		
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
手義手・能動式	1	完成用部品を含む		
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
手部義手	1	完成用部品を含む		
手指義手	1	完成用部品を含む		
作業用義手 但し各部品の共用は可	1	完成用部品を含む		
義手チェックアウト用具一式	4人で1			
義足及び各部品	各種1	 教育に必要なものを揃える		
スプリント	10 種以上	 手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミッ		
		 ト、ナックルベンダー、テノデーシススプリ		
		 ント、肩外転副子、その他ダイナミックスプ		
		リント、夜間スプリント等		
スプリント製作用具一式	4人で1	電熱器、ヒートガンを含む		
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む		
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える		
日常家具一式	1			
冷蔵庫	1			
洗濯機	1			
電動式ベッド	1	3モーター式		
電話機	1種			
	- 1 -11			
		4 / 10		

・ル型、手押し型、リクライニング ト型、スポーツ型、バギー型、その J整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 」、椅子用各 1 :泄、更衣、整容、入浴、習字用等 J各 1 式、床走行式等
ト型、スポーツ型、バギー型、その 整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
ト型、スポーツ型、バギー型、その 整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
ト型、スポーツ型、バギー型、その 整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
ト型、スポーツ型、バギー型、その 整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
ト型、スポーツ型、バギー型、その 整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
ト型、スポーツ型、バギー型、その 整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
ト型、スポーツ型、バギー型、その 整付等 各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
整付等 各種コントローラー付(アシスト型 、椅子用各 1 泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
各種コントローラー付 (アシスト型 、椅子用各 1 :泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
法、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一
泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
泄、更衣、整容、入浴、習字用等 各 1
各 1
各 1
式、床走行式等
式、床走行式等
行車を含む
チェア、手摺りを含む
トで代用可
7省編一般職業適性検査、職業レデ 注査等
フ・動

		判定	確認書類				
2	施設設備等に関する事項(つづき)						
	(模型及び標本)						
	品名	数量	備考				
	人体骨格標本						
	全身組立	10人で1					
	全身個別	4人で1					
	人体解剖模型	1					
	呼吸器模型	1					
	気管支肺血管分岐模型	1					
	心臓模型	1					
	血管系模型	1					
	脳模型	1					
	青髄横断模型	1					
	末梢神経系模型	1					
	感覚器模型						
	聴覚模型	1					
	視覚模型	1					
	関節種類模型						
	筋模型						
	上肢	2					
	下肢	2					
	1 //X						
-	(3) 教育上必要な専門図書(洋書を含む。)を1000冊以上。	、学術雑誌(外国雑誌含む。)を20種以上整備	□適・否□			
	していること。						
	〇作業療法士養成施設:作業療法 (指定規則第3条第1項第1号、第3			□ <u>適・</u> 否 □			
-	(4) 承認されていない部屋を使用していな			□ 適 ・否 □			
	(施行令第11条第1項、指定規則第59						
3	教員等に関する事項	4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		_ _ _	# B &		
	(1) 教員及び専任教員の剱は不足してい (指定規則第3条第1項第3号第4号及		での該当する課程の項目をすべて満たすこと。)		・ 教員一覧		
	①作業療法士である専任教員は、免		教員資格が確認 以上作業療法に関する業務に行				
	【作業療法士3年課程】	·証等)を適 レ					
	②教員は指定規則別表第2に掲げる	質俗証寺は原則					
	(1学年2学級以上の場合、(学級 〇作業療法士である専任教員の)	と。					
	(1学年2学級以上の場合、学科						
		・・ 成所の設置翌年度については5人以上					
	(1学年2学級以上の場合、(学	級数一1)×2を加	1えた数)				
	【作業療法士2年課程】	7.夕华本古宗七州	セナスのになりかみをナナー よっ マット				
			授するのに適当な教員を有し、かつ、その5人 た数)以上は作業療法士である専任教員であること	□ 適・否□			
			た数/以上は作業療法上である寺社教員であること 成所の設置年度については4人以上				
	(1学年2学級以上の場合、学績						
	(2) 教員は、一つの養成施設の一つの課			□適・否□			
	(3) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。(指導要領3(2))						

		点検項目									確認書類
	(4)	専任	教員は、臨床に携わるなど	ごにより	、臨床能力の向上に努めるものとする	る。(指導要領3(3))		適 • 2	₽		
	(5)	専任	教員の1人1週間あたりの	担当授	業時間数は過重にならないよう10時	f間を標準とすること。		適 • 2	<u> </u>	٠.	時間割
		(指導	享要領3(4))				_				
3	教員等	員等に関する事項(つづき)									
	(6)	教員	はその担当科目に応じ、そ	それぞれ	ι相当の経験を有する医師、理学療法	ま士、作業療法士又はこれと同等		適 • व	<u> </u>		資格証写し
		以上	の学識を有する者である。				_		原本確認要		
	(7)	養成	施設は、臨床実習全体の	D進捗管理等を行う者		適・2	<u> </u>				
		7) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者 (実習調整者)として、専任教員から1名以上配置すること。(指導要領3(6))									
4	教育に	こ関	 する事項							T	
	(1)	教育	の内容は以下の内容以上	か。(該	亥当する課程の要件を満たすこと。)			適 • व		-	教育課程表
		(指)	定規則別表第2・別表第2の	2、指導	享要領5(1)·別表1)				_		シラバス
		【作詞	業療法士3年課程】					適・否			
			教育内容	単位数	教育の目標	備考			_		
		基	科学的思考の基盤		科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由 で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人						
		礎	人間と生活	14	の尊厳を幅広く理解する。						
		分野	社会の理解		国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的						
					に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。						
			人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理 解できる能力を培う。						
						栄養、薬理、医用画像、救急救命及					
			疾病と傷害の成り立ち及び回復過程		療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察	び予防の基礎を含む。					
		専門	の促進		力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに 対応するため栄養学、臨床楽学、画像診断学、教急						
		基礎			救命医学等の基礎を学ぶ。						
		分野			国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリ テーションの理念(自立支援、就労支援等を含む。)、 社会保険等・機能包括をできることを理解し、体質	自立支援、就労支援、地域包括ケア システム及び多種目連携の理解を含					
		-	保健医療福祉とリハビリテーションの	١,	任云休岸頭、地域已行ケナンヘナムを注解し、作業	t.					
			理念	4	療法士が果たすべき役割、多職種連携について学 ぶ。						
					地域における関係諸機関との調整及び教育的役割 を担う能力を培う。						
					系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過						
			基礎作業療法学	5	程に関して、必要な知識と技能を習得する。						
					医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、	職場管理、作業療法教育及び職業					
			作業療法管理学	2	作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫 理を高める態度を養う。	領地を含む。					
					作業療法評価(国像情報の利用を含む。)について						
			作業療法評価額	5	の知識と技術を習得する。	医用画像の評価を含む。					
					保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾						
		_	作業療法治療学	19	思別、障 害別作業療法の適用に関する知識と技術〈喀痰等の	喀痰等の吸引を含む。					
		P9	17*年本科派子		吸引を含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。	HINA WALLE HO!					
		分野			るためパー必要は 禁題 群み能力を増う。						
		-	地域作業療法学	4	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を 支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題						
			PENGLICATION OF THE PENGLI	,	解決能力を培う。						
						臨床実習前の評価及び臨床実習後					
					社会的ニーズの多様化に対応した腹床的観察力・	の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供					
			First to 72		分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力 を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく						
			臨床実習	22	対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責	習時間のうち2分の1以上は病院又は					
					任と自覚を培う。	通所リハビリテーション又は訪問リハ ビリテーションに関する実習を1単位以					
						上行うこと。					
			合計	101							
										ıl	

1				点検項目		判定	確認書類
↓ 教育 		する事項(つづき) 業療法士2年課程】				□ 適・否 □	
		教育内容	単位数	教育の目標	借考		
		基礎作業療法学	5	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。	***		
		作業療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、 作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫 理を高める態度を養う。	職場管理、作業療法教育及び職業 倫理を含む。		
		作業療法評価額	5	作業療法評価(画像情報の利用を含む。)について の知識と技術を習得する。	医用画像の評価を含む。		
	専門分	作業療法治療学	19	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術(喀痰等の吸引を含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。	喀痰等の吸引を含む。		
	野	地域作業療法学	4	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を 支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題 解決能力を培う。			
		臨床実習	22	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。	また、医療提供施設において行う実 習時間のうち2分の1以上は病院又は		
	選択必修分野		9		専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。		
		台計	66				
(2)		その授業時間数が学則で定			7.0	I□l適·否□	・出勤簿
	C)講義及び演省については 45時間の範囲で定めるこ		ね15時間から45時間、実験、実習及 道要領5(3))	テストを授業時間に含め	ることはでき	出席簿講義録
	C			サダスススタング 0時間以上の実習をもって構成するこ	るが資格を有する教員に	よる監督及び	17 TX 24
		学修等がある場合には、	その時間	間も含め45時間以内とすること。(指導	 時間数を満たすことが必	要。	
	C)教育内容の編成に当たり	、101 È	単位以上で、3,150時間以上の講義	(授業時間としてみなせ	ない例)	
		※上記に各養成施設の特	色を出す	けための独自カリキュラムを追加する。	①試験監督が事務職員→	無資格教員に	
(3)	1学	級の定員が40名以下とな	っている	るか。(指定規則第3条第1項第1号)	よる授業		
(4)				いて単位認定した事例はないか。(指		間と計上され	
	C)字則で定める必要出席時	間数に	満たない者が単位認定されていないフ	ているが、実際は60分	で行っていた	会議記録
क्च बब	1 – 88	_			→1時間分の授業時間不		
実習	承認	1 タボナ 却はしている	れば、ŧ	。 うう いか。(施行令第11条第1項)	※①、②ともに補講の対	歌	・実習施設
	承 前	1 4 二 → 三ルルファ し		械器具を備えているか。(指導	重無額(0))		一覧表
(2)	臨月	※留年する学生を含む	めて学絲	及定 養成施設において 作業療法		□適・否□	克权
(2)	作業であ	質を起過する場合も、 設けなければならない		7 🗸	いずれかの講習会を修了した	·	
			実習指				
	・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会 ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士						
	· 3	· ———————— 養成施設教員等講習会					
	・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修						
	※5	見学実習については、養成	施設の	教員及び臨床実習指導者の要件を満	たしていないが免許を受けた後		
	Ę	5年以上業務に従事した者	を指導	者とすることができる。(指導要領8(3)))		
(3)	実習	習施設における実習人員は	、実習技	指導者1人につき2人程度か。(指導要	領8(2))	□適・否□	
				0 / 10			

	点検項目	判定	確認書類
5	実習に関する事項(つづき)		
	(4) 以下の要件を満たす主たる実習施設を置いているか。(指導要領8(4))	□適・否□	
	ア 養成施設の附属実習施設又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られている施設であること		
	イ 実習生の更衣室、休憩室及び討議室が設けられていること		
	ウ 実習生が閲覧可能な専門図書(電子書籍でも可)を有しており、実習生が学修する環境が整備されて		
	いること		
	エ 原則として、養成施設に近接していること		
	オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること		
	カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること		
	(5) 実習施設として、医療提供施設の他に、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設	□ <u>適 ·否</u> □	
	、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を含めるよう努めているか。		
	(指導要領8(5))	<u> </u>	
	(6) 臨床実習は、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成されているか。(指導要領8(6))	□適・否□	
	・見学実習…患者への対応等についての見学を実施する実習		
	・評価実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
	・総合臨床実習…患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定に	- -	
	ついての実習	- -	
	(7)(6)のうち、評価実習と総合臨床実習について、診療参加型臨床実習(※)を行っているか。(指導要領8(7))		
	※実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で実習を行う方法	適ならば望ましい	
	(8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況に	□適・否□	
	あわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画しているか。(指導要領8(8))	適ならば望ましい	
	(9) 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備(休憩室、更衣室、ロッカー、机等 を備えているか。(指導要領8(10))	ブロ <u>週・台</u> ロ	
	を哺えているが。(指导安限の(10 <i>))</i>	週なりは主ましい	
6	変更承認及び届出に関する事項		
	(1)変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用	l 引□ 適 ·否 □ l·	 ・ 過去の申請
	していないか。(施行令第11条、指定規則第5条)	<u> </u>	書類
	①変更にあたり事前に承認が必要な事項	□適・否□	
	○修業年限の変更		
	○教育課程の変更		
	〇入学定員の変更		
	〇校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更		
	○実習施設の変更		
	②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項	□ 適・否 □ ・	過去の提出
	〇設置者の氏名及び住所		届書類
	○養成施設の名称、所在地		
	〇学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要)		
7	その他		
	(1)養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	□適・否□	
	(2) 管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第3条第1項第1号、第3条第2項第4号)	□適・否□	
	(3) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が整備されているか。(指導要領2(4))	□適・否□	
	(4) 養成施設の経理が他と明確に区分されているか。(指導要領2(5))	□適・否□	
	(5)入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか。	□適・否□	学則
	(指導要領10(1))	 	・募集要項
	(6) 事務管理を適正、かつ、迅速に行うために原則として専任の事務職員を置いているか。(指導要領10(2))	□適・否□	
	(7) 教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表しているか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ <u>適 ·否</u> □	
	(指導要領2(7)) 		
l			1

点検項目	判定	確認書類
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:	年	月	日
設置者氏名:			

記載者氏名: